地方独立行政法人岐阜県立多治見病院

定期健康診断及び特殊健康診断業務　仕様書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「甲」という）と標記業務を受託した健診機関（以下「乙」という）は、この仕様書及び実施フローに基づき、業務を実施するものとする。

〇業務の名称　　定期健康診断（各種抗体検査含む）及び特殊健康診断（以下「健診」という）

〇業務実施期間　　令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

〇業務の内容

１　健診の準備

（１）健診実施計画

実施日　令和９年度

前期：５月下旬から６月上旬の連続する３日間

（午前８時４０分～午後４時３０分まで）

後期：１２月中旬の指定する３日間

令和１０年度

前期：５月下旬から６月上旬の指定する３日間

後期：１２月中旬の指定する３日間

令和１１年度

前期：５月下旬から６月上旬の指定する３日間

後期：１２月中旬の指定する３日間

場　所　　（地独）岐阜県立多治見病院内で甲が指定する場所

（２）甲が送付する「受診予定者情報」に基づき、受診票を作成し、甲が指示する方法により受診予定者に配布する。

２　健診の実施

（１）別紙「検査項目一覧表」に示す検査及び自覚症状等の問診を行うこと。

（２）医師の管理のもとに、検査技師、放射線技師など必要なスタッフによる円滑な実施に努めること。

（３）健診に必要な検診車等の検査機器の整備、管理には万全を期し、健診実施計画どおりに実施すること。また検診車及び機器に不具合が生じたときは、３０分以内に改善し、健診が継続できる体制を整備しておくこと。

（４）各種抗体検査について、人間ドックを受診する者も対象とする。

３　健診の結果

（１）乙は、受診日から起算して、４週間以内に受診者個人結果を甲まで通知すること。

なお、結果表の配付については、甲の指示により行うこと。

（２）乙は、甲の指定する結果一覧表を作成し、甲担当者に通知すること。

（３）乙は、健診結果により、緊急に医療が必要と判断される場合は、速やかに甲に連絡すること。

（４）乙は、甲が指定するファイル形式（抗体検査の判定基準を当院の基準に変

換して）により、一定期間ごとにその最終日から３０日以内に健診結果データを電子媒体により報告すること。

（５）乙は、報告した結果データに誤りがあった場合は、甲からの通知後１０日以内に訂正して報告すること。

４　未受診者の対応

乙は、甲が別途指定する日までに、未受診者の氏名等を報告し、未受診者が受診できる予備日を設けること。その場合は、乙の指定場所での受診も可能とする。

５　その他

（１）乙は、甲の要求に応じて、健診結果データの統計処理、喫煙率等の資料作成を行うこと。

（２）健診に関する納品請求書は翌月１０日までに担当者まで提出すること。

（３）その他必要な事項は甲乙協議のうえ決定する。